

第一回 参議院厚生委員会會議錄第二十四号

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價格撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命眞理療法保護法規の制定及名譽回復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公署職員的生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死戦災遺族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 国民健康保険組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 国民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉子君発議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 児童福祉法案(内閣提出、衆議院送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第百五十三号)
- 国民健康保険組合の振作促進に関する陳情(第百五十五号)
- 国民健康保険制度の更生に関する請願(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 恩給増額に関する陳情(第百九十三号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣送付)
- 恩給増額に関する請願(第百十一号)
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願(第百十六号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第百四十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第百四十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第百五十一号)
- 住宅営繕協会の住宅を國營とすることに関する請願(第百六十九号)
- 東京帝國大學演習林拂下げに関する請願(第百七十一号)
- 教員恩給増額に関する請願(第百七十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第百七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第百七十五号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第百九十八号)
- 傷病者更生援護に関する請願(第百九十九号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十号)
- 拂下げミシンに関する請願(第二百一十号)
- 結婚問題に関する請願(第二百二十号)
- 恩給増額に関する請願(第二百二十三号)
- 社會保險制度の一元化に関する陳情(第二百三十三号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第三百一十二号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百二十一号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第三百四十六号)
- 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに関する陳情(第三百五十五号)
- 恩給増額に関する請願(第三百二十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第三百四十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第三百五十一号)
- 恩給法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 傷病者保護に関する請願(第三百八十五号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百五十九号)
- 教員勤務地手当増額等に関する陳情(第三百六十四号)
- 炭鉱労働者福利厚生施設拡充に関する陳情(第三百七十号)
- 生活協同組合法案に関する陳情(第三百八十三号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百九十四号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第三百九十五号)
- 優生保護法案(衆議院送付)
- 乳肉衛生行政を農林省に一元化することに関する請願(第二百九十九号)
- 産兒制限に関する陳情(第四百三十三号)
- 教員恩給増額に関する請願(第三百四十二号)
- 産兒調節に関する請願(第三百五十五号)
- 職業補導特別施設の整備強化に関する請願(第三百六十一号)
- 生活保護法の普及と同法の一部改正に関する請願(第三百六十三号)
- 教員恩給増額に関する請願(第三百八十二号)
- 丸山トンネル爆発による被害者救助に関する陳情(第四百四十三号)
- 国民健康保険組合制度を改革することに関する陳情(第四百四十六号)
- 國立療養所高山荘の完備並びに運営に関する陳情(第四百六十六号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第四百七十四号)
- 恩給増額に関する請願(第三百九十六号)
- 教員恩給増額に関する請願(第三百九十七号)
- 教員恩給増額に関する請願(第四百九十七号)
- 恩給増額に関する請願(第四百十七号)
- 教員恩給増額に関する請願(第四百十八号)
- 生活協同組合法制定反対に関する陳情(第五百一十二号)
- 星塚敬愛園入園患者生活保護に関する陳情(第五百十八号)
- 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案(内閣送付)
- 鍼灸医法制定に関する請願(第四百三十三号)
- 遊休公共建造物の即時開放等に関する請願(第四百三十八号)
- 國立遺傳學研究所設立に関する請願(第四百四十三号)
- 恩給増額に関する請願(第四百四十七号)
- 治療師の開業試験等に関する陳情(第五百三十一号)
- 恩給増額に関する請願(第四百五十一号)
- 盲人の鍼灸術を存続することに関する請願(第四百七十号)
- 昭和二十二年十一月十一日(火曜日)午前十一時四分開会
- 本日會議に付した事件
- 児童福祉法案
- 委員長(塚本重蔵君) それでは開会いたします。前回に引続き残余の質疑を続行いたします。
- 谷口彌三郎君 お伺いいたしたいと思ひます。今回でございました児童福祉司と申しますのは、有給の者を主とし

て採用するといふお話もありました
が、これには学識経験者などを入れる
場合におきまして、有給でなくとも無給
でも、無給ならば入れ頂きたいという
のが可なりあるだろうと思ひます。又
この本質から申しましても、学識経験
者を採るという上においては、有給で
なくともよいのではなからうかと思ひ
ますが、これは囑託というふうなふう
にすることが出来るものでございまし
ようか、どうでございましょうか。

○委員長(塚本重蔵君) ちよつとお伺
いたしますが、中川さんは説明員で
すが、発言を許可して差支えありませ
んか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(塚本重蔵君) それではどう
ぞ……
○説明員(中川憲治君) 只今の御質問
に對してお答えいたします。児童問題
を直接お世話する制度に、有給の制度
と名譽職の制度と両方を法案で考へて
おるのであります。その両者がそれぐ
特徴があるものであります。その内
給の方を特に児童福祉司と、こゝうい
う名稱を用いたのであります。従いまし
て名譽職の方で、吏員になれない方
で、この問題に特に熱意のある方は、
十二條の名譽職の児童委員で考へる、
こゝういふふうに理解するのが法案の建
前であらうと思ひます。

○谷口彌三郎君 それではもう一度お
伺ひしたいと思ひますが、聞きますと
こゝによると、少年保護司などにおき
ましては、無給で囑託制が採用せられ
ておるといふようなことも聞いたので
ございすが、児童委員でありますとい
ふと、現在児童委員でない方は、早
速これに採用することもできますが、
数ヶ月後にならなければ、又その時期
も参りませんので、児童福祉司に囑託
といふことは、この法案ではできない
のですか。

○説明員(中川憲治君) 少年保護司に
囑託の制度がありますことは、少年法
にその旨の規定があるのであります。
が、この法案では、名譽職の方につき
ましては、悉く十二條で考へる、こゝ
ういふふうに相成つておられますので、兒
童委員でお話のような点は考へたいと
思ふのであります。成る程この法案の
附則におきましては、この十二條施行
後三ヶ月を経た後に児童委員の全体の
選挙が行はれるのであります。それ
以前におきましても、全然できないとい
う理由はありませんので、この法案
施行直後におきましても、こゝういふ名
譽職の方で特に熱心な方は、十二條の
児童委員で是非考へたいと思つておる
のであります。

○谷口彌三郎君 もう一つ重ねて伺
いたのですが、民生委員令による民生
委員になつた方と申しますと、こゝう
いふ単なる児童委員だけの仕事を専任する
といふわけには行かずに、民生委員の
仕事も両方一緒にやるようになります
が、それはどうなりますか。

○説明員(中川憲治君) お話のよう
に、十二條では、民生委員と児童委員
とが一本建になつております關係上、
こゝういふ只今お示しのような事案につ
きましては、民生委員に御委員申上げ
ると同時に児童委員になる、こゝうい
ふことに相成りますので、両方の権限
が附與せられるわけでありまして、併し
ながら両方の権限が附與されるといた
しまして、それ、特定の方が児童
問題を特にやりになる、特定の方が

特に児童委員以外の民生委員の方の関
係のことをおやりになるといふこと
は、こゝういふことは實際問題として沢
山あらうと思ひますが、建前といたし
ましては、両者の権限を同時に持つて
おることが、子供の問題と民生問題の
円滑なる進行上適當だろうと考へられ
る次第であります。

○谷口彌三郎君 それでは只今のはそ
のままにおきまして、次にこの前に、
これは大臣のお答えを頂いたけれども
つきりいたしませんでしたが、この兒
童福祉法を徹底的にやるという上にお
いては、助産婦を特にこれに用いんけ
ればならぬ、さうが保健婦あたりに
對しましては、公衆保健局保健課にお
いて、さうして指導されておるのであり
ますが、助産婦に對しては、現在助産
婦の補習教育などを主として世話して
おる厚生省のはつきりした係りがない
ように思ひますので、この前は児童局
の中のどこかでさういふ方面にまでお
世話が願えるものかといふことをお尋
ねいたしましたら、大体さういふこと
は考へておる、お考へになつておると
いふことであります。これは助産婦の
補習教育などを指導する上におきまし
ては、児童局の母子衛生課などが最も
適當な指導所じやなからうかと思ひま
するが、いかがなものでありましょ
うか、その点をさつきり御説明願ひた
い。

○説明員(中川憲治君) 母子衛生の問
題の進展を図るためには、助産婦の方々
の御進力を得なければならぬ、特
にその資質の向上につきましては、政
府も特に関心を強く持たなければなら
ぬ。こゝういふ見地におきまして厚生省

全体といたしましても、助産婦の資質
の向上について特に意を用いておるの
であります。母子問題を直接担当し
ておりますところの児童局、特に母子
衛生課におきましては、その見地から
十分やつて参りたい。こゝういふふう
に考へておる次第であります。

○谷口彌三郎君 有難うございまし
た。そこがはつきりいたしましたので、助
産婦を向上させる上において余程都合
がいいと思ひます。
次に、これは附帯決議で出したとい
思つておりましたけれども、先日の委
員長会合などのお話では、附帯決議は
成るべく少い方がいいといふようなお
話ですが、こゝをさつきりしておけば
附帯決議の必要もなくなりまして、お
尋ねいたしましたと思ひます。
今回この法案を作つて、第一條にあ
りますように、健康やかに、心身ともに
健康やかな子供を生れさせるというこ
が目的となつて参りました以上は、優
生結婚相談所を各地に設置する必要が
あると思ひますので、すでに厚生省に
おいても、東京などにはありますけれ
ども、全国的に各地方にありませんの
で、是非此の際、或いは將來におい
ても結構であります。優生結婚相
談所を作りまして、その中には医学
者ばかりでなしに、心理学者も一様に
入れて優生結婚の相談をさせるとい
うことが是非必要と思ひますので、さ
ういふようなものを地方に作るとい
うようなお心持が参りますので、さ
ういふ点をお伺ひいた
いと思ひます。

○政府委員(葛西嘉資君) 医師或いは
心理学者といふようなものを含めた優
生結婚相談所といふようなものを作
る、その趣旨は、根本的に遡つて、良
い子供を健康やかに育てられるといふ御
趣旨の点は誠に御同感に存するのであ
ります。現在國費が相当多端であり
ます。これを全國にこの法の施行
の際、或いは近い機会において直ぐや
るといふことは、ちよつと申上げがね
ると思ひます。私共としては、只今お
述べになりましたように、御指摘に相
成りましたように、元に通つてのこと
であります。やはりさうまで行かな
ければ、本當に健康やかに子供が次の時
代を背負つて行くといふところまで徹
底できないといふ御趣旨は誠に御同感
でありますので、できるだけさうい
ふに努力をしたいといふことを申上
げさせていただきます。

○谷口彌三郎君 どうぞ只今の御答弁
のように、直ちにできません。今
後その方面に特別の御関心を持つて、
できるだけ早くさういふことが実行さ
れるようにお願いしたいと思ひま
す。これで私の質問を終ります。
○政府委員(葛西嘉資君) 先程お尋ね
のありました中に、無給の者で児童福
祉司にならない児童委員といふふうな
ものの取扱についてのお話がございま
した。中川説明員がお話申上げた通
りでございますが、民生委員の中に、
御承知のように、地域を担当いたしま
する民生委員がございまして、地域を担
当しない民生委員といふものも現在あ
るわけでありまして、児童福祉法が施行
になり、この方面の仕事がうんと地方
の第一線に重く重つて参りました場合
には、無給の民生委員たる児童委員を
専門委員的に置くといふ必要が相当起
きて来るだらうと思ひます。私共中央
といたしまして、地方に児童福祉法

の施行の機会におきましては、さうい
ふふうな趣旨で民生委員は大休町村單
といふ文字につきましての御質問を申
す。減の法則も原理であり、万有引力も原
理であります。さうした立派な原理で
といふ牛乳を乳兒に配給してやらなけ
れば、乳兒の生命線であるところの主
保護には物の裏付けがなくちやならな
い、こゝういふ御意見に對しましては深

い、現在児童委員でない方は、早速これに採用することもできますが、問題点を時におやりになる、特定の方が

府も特に関心を強く持たなければならぬ。こういう見地におきまして厚生省

心理学者というようなものを含めた優きて来るだろうと思ひます。私共中央

といたしまして、地方廳に児童福祉法

の施行の機会におきましては、そういうふうな趣旨で民生委員は大休町村単位にございしますが、そういうふうな所には児童のことを専門にいたします民生委員というふうなものをおいて、只今御指摘になりましたような目的が達せられるように指導をして参りたいというふうに存じておりますことを併せて申し上げて置きます。

○中平常太郎君 第十一條の児童福祉司は、修正されたいたしましたとの問題であります。「児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項については、相談に應じ、必要な注意を與える等これら者の福祉増進に努める」とありますが、この「必要な注意を與える」ということにつきまして、私はこの前に山下委員の修正されんとするところの希望意見は、私も實際賛成しておつた一人であります。指導という文字がないのであります。注意ということは或る意味から申しますれば、その相手方に対して意を注がしめるといふだけでございしますが、指導というものは、もつと具体的な方面にまで立入る親切を持つ意味を含んでおるのであります。これは参事院の打合せその他において、委員長におかれましては、この「注意を與える」という所へ指導といふ文字を入れることを、これは「注意」という字を除いて「指導」といふふうに山下さんは言われたように思ひますけれども、「注意」と「指導」と両方あつていいと思ひます。あります。どちらにいたしましたとしても、この文字がなくていい、「指導」という文字がなくていい、「注意」と十分だというふうに打合せはなつたのであります。乃至これは問題にな

らなかつたのでございしますが、「指導」といふ文字にございまして御質問を申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) これは打合せの時のことを、ちよつと私からお答えいたして置きます。六日の打合せでも一應皆さんに御出向になつたのですが、六日の打合せに御出席になつたお方もありまして、十分のことか徹底してないようでありまして、重ねて申し上げます。「必要な注意を與える等これら者の福祉増進に努める」という所に、指導をなすという言葉を是非委員から入れて貰いたい、こういう御要求があつたのであります。衆議院におきましてそのことは論議せられたのであります。後に政府委員を加えて更に検討いたしましたところ、注意を與えるのその次の文句の「等」ということに非常な意味が含まれておるわけで、児童等も勿論ここに入つておるわけであるから、その文字を挿入しなかつても、「等これら者の福祉増進に努める」ということで、十分ではなかつたか、かといふような話合ひもありまして、これは修正しないことになつたのであります。

第七部 厚生委員会會議録第二十四号 昭和二十二年十一月十一日【参議院】

減の法則も原理であり、万有引力も原理であります。そうした立派な原理であるこの法案に對しまして、我々が最高立法府の議員として本案を完全なものに仕上げなければならぬ重大なところの責任を持つておるのであります。今この児童福祉法案が不完全なものをこのまま通してしまつたならば、幾百萬の児童が親心でないところの法律のために苦しむ状態になるのであります。特に委員長のお手前まで修正案を提出してある次第であります。第十九條につきまして御説明を加えますから御清聴頂きたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) ちよつと小川委員の修正案についてはあとで討論の時に……

○小川友三君 そうしますと、質問としまして十九條について申し上げます。十九條の第三項の末尾の方に「その費用を代つて負担する措置をとらなければならぬ」。費用を代つて負担するといふことが書いてあります。何でもかでも政府當局は金さえ出せば物を買へるといふ解釈をしておられますからこの悪性インフレーションになり、千八百円のベースも守り切れないという状態に轉落してしまつたのであります。物を生産しないで、物の裏付けをしないで、やたらに金を出せばそれで何とかなるという根本的な錯覚がございまして、十九條の第三項の末尾の費用を代つて負担する措置をとる、何でもかまわず紙切れさえ出せば解決するといふところに誤りがあるものであります。乳児を育てるのに紙切れだけでは駄目です。國家が國營の牧場を作つて、さうして政府當局の、三十五萬石前後足りないであらう

という牛乳を乳児に配給してやらなければ、乳児の生命線であるところの主食でありますから、それを補給することはできないのであります。小さなこの設備に欠けておるところのこの法案に對しましては修正したいという意見を持つておりました。これを三十五萬石取るにはどうしたらいいかと申し上げますと、僅かに一万五千頭の牛を飼えばよろしいのであります。一万五千頭の牛を用意して、さうして児童福祉法を仕上げるというところに物の裏付けのある、絶対の親心の法律ができ上がるということになるのであります。

三十八條につきまして、政府の御意見を承りますが、児童福祉施設という項目があります。これはこればかりでなく一切児童を虐待するのを取締るとかどうのこうのといううやうな、物の裏付けをしないので母子手帳をやる。まるきり物の裏付けをしないで、通り一遍のお座なり主義のまゝ親が子を育てるような法律でありまして、児童の福祉厚生施設として遊ぶ所を裕えるのだといふうやうな、町内会のような簡単な考を以て児童の遊園地を造るとか、さういふことは無論幾らかは必要でありますけれども、厚生施設といふたならば、必ずそこには大きな牧場が要る。乳児といふものを入れるからには、そこに牧場がどうかと第一番に据えられまして、さうして牛乳は三十五萬石前後あるのだ、それはこうした裏付けによつてやるといううやうな施設をして貰いたいといふことにつきまして御答弁を願ひたいと思つております。

保護には物の裏付けがなくちやならない、こういう御意見に對しましては深く敬意を表するのであります。物のことに關しましては、法律のみでは目的を達せられませんが、いろいろ経済政策、産業復興の施策と相待つて、この物の生産に大いに努力する、こういうことが問題の要点であらうと考へておる次第であります。併しながら今日ミルクにいたしましたも、その他の児童用必需物資にいたしましても非常な不足を來たしております。子供の保護に欠くる所が多いのであります。が、さういつた点につきましては、いろいろ産業復興、経済再建等の各般の施策と相俟ちまして、それを子供の面に推進して行くためにございまして、第二節の児童福祉委員会等でもさういつた方向に持つて行く、さういふ狙ひを持つておるのであります。お尋ねの十九條第四項につきましては、費用を代つて負担するだけでは目的を達せられなかつた、さういふ御意見であります。が、これ非常に御尤もな御意見であるのであります。保健指導の制度といふものにつきましては、現在の公の医療施設並びに開業医制度の十分なる御協力を得まして保健指導をやつて参る。併しながらその保健指導をするために、どうしても費用を出すことができない児童の保護者に対しては、公の都道府縣知事が代つて費用を負担する、さういふうやうな措置でありますので、金だけで物を解決して行きます、さういふ趣旨ではないのでございします。それから政府原案の第三十八條の児童厚生施設でございますが、この児童厚生施設につきましては、子供に明るい遊びを與えよう、健全なる遊びを與えよう、情

○説明員(中川憲治君) 只今の御質問に對しましてお答申上げます。子供の

操を要かにしよう。こういう趣旨でこの施設の振興を図つて参ろう。こういう急務から規定したものでありまして、お話の牧場の点につきましては十分大いにやらねばならぬ事項であるのであります。今日その牧場の家畜並びにその飼料につきまして非常に監路が御案内の通り多いのであります。その監路克服につきましては、全面的に政府機関もいろいろ関係機関も大いに努力して、そういう方面が児童の問題で段々関心が深くなつて行こう、こういう狙いにつきましては、児童福祉委員会等で十分討議して行こう。こういう構想で物の問題を考へておるものであります。従ひまして、法律の第一條、第二條、第三條の趣旨の具現もこの法律だけでなしに、すべての法律と相携へて、児童の福祉の増進を図つて参ろう、こういう趣旨が第三條の末尾に書いてある趣旨でございますので、御了承願ひたいと思つております。

○小川友三君 政府委員の御答弁では、牛乳が足りない場合は児童福祉委員会でするやうな意図が、含まれておたうと思ひますので、そう思つてちよつとお伺ひいたします。一万五千頭の乳牛を養成しますのにどのくらいの金がかかるか、政府は想像ができるかどうか、想像していらつしやるかどうか、少くとも十五億万円以上の費用がかかるのであります。それを児童福祉委員会という、田舎の或いは町村の、或いは縣のお座なり的人が集まつて来ても、十五億の牛を買ふだけの金は絶対に集まらないのです。これはどうしても我々國會で予算を可決してやらなければ、断じてできないことであります。その他に牧場及び建

築物がありますので、少くとも三十億ぐらいの費用が最低限度掛かります。これで牧場ができ、一万五千頭の牛が飼えて、三十五万石の牛乳が出るようになるのであります。一万円と三万円との端金で作るのであります。それから、とても児童福祉委員会にできないことであるということをよく御研究を願ひたいのであります。それから中を飼うのに牧草、飼料がないと言つてお話をしたことにしまして、ちよつと詳しくお伺ひいたします。一万五千頭の乳牛を飼いますのに、この國內に一万五千頭ぐらいの牛を飼ふ飼料がないとは実に奇怪千万であります。一万五千頭の牛を飼ふには草食です。ですから草を食ふ動物でありますので、牧草は一万五千頭の牛を飼うのに余りある程あります。ただそれは採取しないので野山に枯らしてあるという体たらくであります。一万五千頭ぐらいの牛を飼うのに、牧草は日本に十分ありますから、安心して牧場経営に本腰を政府御当局は入れて貰ひたいのであります。この点につきまして牧草の調査をしては金でないので、物の裏付けもあるやうなお話もありましたが、その物の裏付けというのは、具体的にいうならば乳牛に対してどれだけの脱脂乳、ガーゼ、着物、衣類、どれだけの牛乳、砂糖があるかということ具体的にお話ですが、縣當局にはない筈であります。ないのをお話のように誤解されるのは、我々國會議員として甚だ困るわけでありまして、あるならばどのくらい、どの府縣にどのくらいづつ、児童福祉の機軸資料があるか、或

いは砂糖があるか、物資があるかという点を詳細に御報告願つて、足りないのはどのくらい、どのくらいが間に合うかということ科学的に説明して貰つて、それからお伺ひいたしたいと思ひますので、質問を保留いたします。

○説明員(中川重治君) 只今私が説明いたしましたことにつきまして、ちよつと私の説明が不十分なところから小川委員のお叱りを受けたのです。ちよつと申上げて置きたいと思ひます。その物の問題は非常に重要なもので、我々子供の問題で、物の裏付けがあるように是非あります。こういう急務を持つておるものであります。御承知の通りなかに、思うやうに意に委せぬのが今日の事情であります。そういう点につきましては、監路の点はできるだけ打開して行くやうに最善の努力を盡しているものであります。只今牧場の問題でございますが、これも最善の努力を盡すのであります。けれども、全体の産業計画、その家畜計画というやうな計画ということの中で、全体の枠、全体の資源というのに限られて、いろいろ監路が少くない。こういう点につきましては、この法律だけではないに他の経済政策と相俟つて趣旨の実現を図つて参りたい。それから私の説明がちよつと不十分な関係で、お叱りを承つたのであります。が、児童福祉委員会が物を作るのであります。併し私のこと十年余り研究しておるところ、又見聞するところによりますれば、又多くの人の研究したところによれば、今申しました支米の重湯、搾粉、粥というやうなものが、非常に児童の発育にはいいということ、私はこれを実験して知つておるものであります。然るに今日その知識が普及せぬために、私の親戚において

も、知り合ひの所においても、母親が乳が出ませんので、重湯を搾っておりま。何の重湯かという、白米の重湯を飲ませておられます。私はそれに対して、そういうことをされておつたら、きつとこの子供が死にますよ。直接その母親の前で言つたのです。いやこの頃肥つて参りました。大変肥つて参りまして、よく育ちます。こういうことをその母親が答へました。私が研究するところによれば、それは肥つたかも知れないけれども、その子供の発育はよく行かないので、それは多くの学者の説、書いた物を読み、その講習を聴き、又多くの所で実験されたところによると、白米の重湯では、子供が育たないといふことになつておるといふことを、その時言つたのであります。ところがそれから一年程経つて行つて見ましたら、やつぱりその子供は死んでゐる。私は実に可哀そうに思つたので、そういう知識を厚生省あたりに、もつと科学的に研究して、なぜ全國に普及されないのか。私はまだいまいましいから、一々厚生省に行つて、そういう研究について詳しいことは伺つておりませんけれども、実に不愉快に思つたのです。追ひ／＼これからその点は盡力するつもりです。今外に忙しいところがあつて、そういうところに向つての議論をし、お伺ひする時間がないために、誠に申訳ない、意つてはおりますが、今度児童福祉について牛乳の話が出ましたから、その点を親切に答へて貰ひたい。私は當局者を攻撃するつもりでない。これだけ忙しい時に、これだけの委員の人が此処に来て貰ひたいのです。厚生省でも何百人も

を研究した人、はつきりと科学的の説明を聴きたい。その印刷物を得たつて、相當の牛を用意するのになければ、母乳の出ない乳児に対して、子供を研究したい。その印刷物を得た

決してやらなければ、断じてできない
こととあります。その他に牧場及び建
物のくい、どの府縣にどのくらいつ
つ、児童福祉の推進資料があるか、或
なつたように。非承しております。そ
のよふな意味で国立栄養研究所として
は、只今お述べになりましたように、
玄米まで一足飛びに行かずに、先ず七
分搗くというところで行くというよう
なことで、いろいろ指導をしておつた
のは、御承知の通りであります。そこ
ろが戦時中いろいろ米の量、ポリユー
ムの問題から、玄米食の問題が起り、
当時政府内部でもそういうような問題
がいろいろ研究されたのであります。
若干の基礎資料等も厚生省には用意を
いたしておりました。ところが御承知の
ようなことになつておるわけでござい
ますが、今後ともそういうふうな國民
の非常に大事な栄養の問題でありま
すので、厚生省のこの方面の部局にお
きましては、研究所を動員いたしまし
て、十分研究をして行かなければなら
ぬ大切な問題のように承知をいたして
おります。

つて、相当の牛を用意するでなけれ
ば、母乳の出ない乳児に対して、子供
の主食であります牛乳が用意できない
という実情であります。それをどう代
用して行くか。或いは豆の粉等を利用
いたして、そういう子供の牛乳代用と
いうか、そういうものもやつておりま
す。いろいろやつておるものであります
が、今お述べになりました玄米を搗り
粉にしてやるというのも、一今の研究
として、よければ又やつて行くという
ように、これはやつて行かなければな
らんことのように思います。関係のそ
ういうふうな研究の方面にも、私共の
方からお願いをしまして、速かに結論
を得てやつて参らないというふうに存
じております。

○服部敬一君 序です。今、今
小さい赤ん坊には、搗り粉をやるよ
う、玄米の湯湯であります。それから
私は、今ちよつと注意をして置きたい
のであります。そういうことの係り
は、厚生省のどこでやつておられるの
か、それとはつきり知らないのであり
ますが、今牛乳の話、それから玄米の重
湯の話が出ましたから、一つお願いを
して置きたいのであります。どの程
度まで研究されておられるのか、誰がこ
れを研究しておられるのか、その点を、研究
資料があれば見せて頂くだけでもいい
のであります。私は今度玄米食につい
て、徹底的にこれをやりたいと思つて
います。大臣にも先目も申し上げてあるの
であります。どの程度まで、どうい
う資料が、どういふ科学的の研究が今日
までなされておられるのか。先程、玄米の
糠の部分には、養分があるけれども、
消化もされないような部分もあるとい
うような話でありましたが、もつとこれ

を研究した人、はつきりと科学的の
説明を聴きたい。その印刷物を得た
い。まだなければ、研究して貰いた
い。何人の人を使い、どういふふう
にしてやるか。進行、一本論に入つて
下さい。と呼ぶ者あり。この大問題を、
うつちやられおるよう思う。日本
が玄米食になれば、米の問題は解決す
るということさえも言われておる大問
題です。それでその点をはつきりと一
つお調べを願つて御報告を得たいので
あります。

○政府委員(葛西嘉資君) 今重ねての
お尋ねでございましたが、所管は公衆
保健局の栄養課でありまして、課長は
有本博士であります。それから児童の
問題の栄養になりますと、児童局の
中に母子衛生課というのがございま
して、そこと一緒に研究をすべきこと
になつております。それから今までの
いろいろな資料は、国立の栄養試験所等
に若干のものがございまして、機会
を以て或いはそつちの方の係から出す
ことにいたしたいと思つております。

○草葉隆國君 児童福祉法案の質疑に
つきましては、予備審査以来熱心に、且
つ実地調査までいたしまして進んで参
りましたので、大体終了いたしました。存
じますが、今回の衆議院で修正された
新しい提案等の関係で二、三の点を
この機会に御質問申し上げて置きたい
と存じます。

第一は、児童福祉司と児童福祉委員
のことが、はつきりと今回改正法案に
おいて出て参りましたので、以前より
も余程十分なる機能を発揮することが
できると存じますが、その児童福祉司
は、その配置或いは人選、或いはこれ
の俸給、いわゆる待遇等についての

なつたように。非承しております。そ
のよふな意味で国立栄養研究所として
は、只今お述べになりましたように、
玄米まで一足飛びに行かずに、先ず七
分搗くというところで行くというよう
なことで、いろいろ指導をしておつた
のは、御承知の通りであります。そこ
ろが戦時中いろいろ米の量、ポリユー
ムの問題から、玄米食の問題が起り、
当時政府内部でもそういうような問題
がいろいろ研究されたのであります。
若干の基礎資料等も厚生省には用意を
いたしておりました。ところが御承知の
ようなことになつておるわけでござい
ますが、今後ともそういうふうな國民
の非常に大事な栄養の問題でありま
すので、厚生省のこの方面の部局にお
きましては、研究所を動員いたしまし
て、十分研究をして行かなければなら
ぬ大切な問題のように承知をいたして
おります。

乳児の問題については、私まだ、こ
れは或いはあるかも知れませんが、私
の承知しておるところでは、乳児に玄
米の搗り粉をやるということが、どう
いうふうになるかというふうな点は、
正確な調査がまだ実はないのじやない
か、ありましたらこれはお詫言申上
げ、あとで訂正をさせて頂きますが、
現在のところにおきましては、乳児
に玄米の搗り粉をやつて、そうして
いろいろ養分の関係等が果して適当で
あるかどうかという点については、正
確な万人の納得するような調査が、実
はまだできておらんじやないかとい
うふうに想像いたしております。これ
も今お述べになりましたように、殊に
小川委員からお述べになりましたよう
に、牛乳というものが異常に不足であ

御覽案がありましたら何つて置きたいと存じます。更に児童委員は全部民生委員だけに付けた名前に相成つたのであります。而も改正第六十四條になすとも、本法施行後三ヶ月を過ぎますと全員総改選ということに相成ります。誠に適任者を得るにおいては絶好の機会と存じます。併し從來ややもいたしますと、いろいろ批評されておつた民生委員の改選に當りまして、單に形式的に流れて数だけをおいたために、むしろその結果において妥當でないような状態が生じて來たのが、現在拡充された民生委員に対する一つの不評となつて來たかと存じます。今回の児童福祉法の施行を契機といたしまして、民生委員の改選に対する選考標準、或いはその数、或いは民生委員に対する待遇等についての御腹案がありまして伺いたいと存じます。尙改正法によりまして十二條の民生委員はこれに協力するもの、いわゆる児童委員は児童福祉司に協力するということになつておりますが、その外二、三事務的なことが條項に準つておりますけれども、協力をするという概念はこの児童福祉司と仕事の上において相當違つた考え方になると思うのであります。この具体的な考え方において児童福祉司と児童委員との関連をお伺いしたいと思ひます。

もう一つ政府の最初の案の四十一條の次に、私は精神病的な子供を各養護施設、いわゆる福祉施設には精神病的な児童の取扱ひが欠けているから、これをどこかに入れたらという問題を、關係方面からの御意見等も拜聴して持つておつたのであります。併しこの精神病児という言葉は妥當でありませぬ。精神病的な子供でありますから、場合によりまして精神薄弱児を廣く解釈して、その中に包含をしながら、從來の意味の精神薄弱児、更に廣く解釈して、その中に包含をしながら、養護にもつと廣く解釈して、精神病的な子供をここに加えるということになります。別に一條を設けなくてもいいと存じますが、精神薄弱児を左様な解釈の下にお取扱ひになることができるかどうか、これも何つて置きたいと思ひます。

それからもう一つは三十九條、今度の新しい修正の三十八條において、母子寮が加えられ、且つ三十九條において、從來の三十七條であります。保育所というのがあるものであります。が、この母子寮と保育所との關係は誠に相密接なる關係を持つておるのであります。従つて母子寮の機能を幸ひにここで取上げて進めます以上、保育所の第三十九條、元の三十七條、この保育所というのに対して、僅か一條であります。これが實際の取扱ひ、或いは内容等について少くとも一方教育法という從來の幼稚園等に匹敵するだけの内容と權威とを持たせるようには、今後指導するということが必要であります。いわゆる児童福祉の上においては、一方保育所の完全なる發展ということを期することが最も大事ではないか、かように考えるのであります。日本の現在の労働關係から申しましても、保育所の完全なる設置と發展とを期するために、政府は十分なる方策をこの機会にお立てになることについてのお心持を一つ何つて置きたい。同時に母子寮に対して、更に現在の母子寮以上に政府は相當の方法を以てこの母子寮をお建てになり、或いはその獎勵をなさる御意思があるかどうか、殊に最近最も困難な情勢にある問題は、子供を持つておる未亡人の問題であります。これは實際養育の苦しみにも悩んでおるものでありますから、幸いに今回修正されました児童福祉法案に母子寮が入りましたので、これも十分なる方策を一つこの機会にお取りになることを私は切望して止まないものであります。この点につきましても政府の御所信を伺つて置きたいと存じます。以上であります。

○政府委員(西園寺實) 草葉委員にお答えいたします。御了解いただきたいと存じますが、私最近児童局長も併せて任命せられましたので、若し間違つたことを申し上げるといけませんので、條文等につきましては中川説明員から申上げさせていただきます。第二に御質問になりました四月の児童福祉法の全面的施行と共に、民生委員の総改選を行うことについての御質問でございます。從來數のみに因つて、そうして民生委員の本當の適當な人が出ていないのではないかというふうな御意見については、私共残念ながら若干というふうな実態があつたのではないかとこのうちに心配をいたしておる次第でございます。改選に際しましては、まだ日もあることでございまして、十分今まで過去一年有餘の経験と参考をいたしまして、そうして本當に児童福祉の線に沿つて、有給の児童福祉司以外の人は、児童委員は全部民生委員が當るわけでありまして、従つて、この民生委員そのものの職務が大事であり、又生活保護法等も大事であると同時に、又非常に大きな部分を児童福祉法の施行という大體大事な責任を負わされてやっております。かような趣旨からいたしまして、良人を選ぶと共に、児童福祉というふうな面から、又民生委員の選考にも十分考慮をしまして、本當に適當な方が得られるようにやつて参りたいというふうに考えております。選考についてどういふふうに考えておりますと同時に、その數等につきましても若干

全國の狀態等を見ますという、或る縣におきましては非常に沢山出て、点について十分な努力をいたしたいというふうな考へております。児童福祉司の次に、私は精神病的な子供を各養護施設、いわゆる福祉施設には精神病的な児童の取扱ひが欠けているから、これをどこかに入れたらという問題を、關係方面からの御意見等も拜聴して持つておつたのであります。併しこの精神病児という言葉は妥當でありませぬ。精神病的な子供でありますから、場合によりまして精神薄弱児を廣く解釈して、その中に包含をしながら、從來の意味の精神薄弱児、更に廣く解釈して、その中に包含をしながら、養護にもつと廣く解釈して、精神病的な子供をここに加えるということになります。別に一條を設けなくてもいいと存じますが、精神薄弱児を左様な解釈の下にお取扱ひになることができるかどうか、これも何つて置きたいと思ひます。

それからもう一つは、改正前の第四十五條の児童福祉施設の長は入つた者に対して必要がある場合には親権を行ふ。これは余りに親権を行なつて、例へば保育所等において親権を行なつて、従つて保育所においていろいろ危害を受けた、或いはいろいろな場合において、親権者であるから、それに対する処罰等も何らか受けておる。そういうような惡意に解釈される場合があることを慮れまして、そうして親権というものを最小限度の、例へば教養院等に限定するか、或いは孤兒院等に限定しようという最小限度の親権でいいやないかというところが私の主張であるわけでございます。これはさような意味においての實際の取扱ひができるような処置を、この提案の原文においてもお探りになる御意思であるかどうか、この点をお尋ね申し上げて置きます。

次第であります。それから政府原案の四十五條、修正策をお立てになり、その方策を最も具體的なものとして、母子寮の設置を成

策をお立てになり、その方策を最も具體的なものとして、母子寮の設置を成

院等の総合的な児童保護の行政機構を
もつて置きたいと思ひます。

てお探りになる御意思であるかどうか、この点をお尋ね申し上げて置きます。

分なる方策を一つこの機会にお取りに
なることを私共は冀つて止まないの

いて、その数等につきましても若干

全国の状態等を見ますと、或る縣におきましては非常に沢山出て、或る縣はもう少し足らんのじやないかというふうに思われる点もございませう。大体この民生委員等が第一線のいろいろな仕事を願ひますには、それぞれ相当数の方を得なければならぬわけでありまして、従いまして、そんなような点についても改選の機会には十分都道府縣にお願ひをいたしまして、数等も調整をして参りたいというふうなことを願ひます。ただ併し数を集めることに急にして適当な人がないというふうな場合には、そこらに又無理をしていい加減な人が入るといふようなことでは困るといふようなことも考えまして、それらの点を十分縣廳とも打合せをして、今度はそういうことのないようにやつて参りたいというふうに考えております。それから待遇の問題につきましても、若干この民生委員なり、或いは児童委員としていろいろお働きを願ひます場合の実費補償なども申しましようか、そういうふうな費用につきましては、過般財務當局とも折衝をいたしまして、若干の交通費とか、そういうふうなもの増額をいたした次第でございます。今後とも機会ある毎に、いろいろ本當に任意的に奉仕を頂いておられますという方々でありまして、できるだけやつて参りたいというふうな存じております。

点について十分な努力をいたしたいというふうなことを願ひます。児童福祉法關係の予算等を國會において御議決を頂きました後におきましては、児童局の中に保育課とでもいふような課を一課新設をいたしまして、これら保育所の關係、或いは母子寮の關係というふうなものを努力するようになつた態勢を作つて参りたいというふうなことを願ひます。殊に母子寮につきましては、草葉委員お述べの通り、未亡人保護対策とでも申しましようか、非常に段階深刻になつて來ておる問題であるように承知いたしておるのであります。これらの点についても、機会ある毎に予算を頂き、資材の配給等をいたしまして、できる限りの努力をして参りたいと思ひます。衆議院におきまして母子寮等を特に掲記をいたし、保育所等に、いろいろ草葉委員のお述べになつておられますように、國會の御意思等も私共十分体しにして、御鞭撻頂きましたような趣旨に努力いたしたいと思ひます。爾余の点につきましては中川説明員から説明いたさせたいと思ひます。

〇説明員(中川憲治君) 児童福祉法の關係は本年度におきましては三百七十三名を考へております。その配置は今日の情勢で考へまして、都市に重点を置いて配置して参りたい、このういふふうに考へておるのであります。待遇は二級官を以てするといふふうに考へております。十二條の協力の關係であります。福祉委員と児童委員の關係であります。これは本當に車の両輪のごとく、本當に協力關係がないと本當にうまく参りませんので、児童福祉委員と児童委員とは車の両輪のごとく、有給の長所とするところは、有給でその長所を大いに發揮して行く。名譽職でなければならぬところは、大いに名譽職で長所を發揮して、両々相助け参りたいと考へております。

それから四十一條關係であります。政府原案の四十一條、四十二條、四十三條關係であります。お話の精神病的な子供につきましては、精神薄弱児を廣い意味に解しまして、この法律案にいう精神薄弱児に包含する、この政府原案では考へておる次第であります。それから政府原案の四十二條修正案によれば、四十四條の「教護院は、不良行為をなし、又は十歳のある児童を入院させる」と、このういふ考へであります。お尋ねの少年法の關係につきましても、從來と変更はない、このういふことなるのであります。結論におきましては、と申しますのは、現行法におきましては、その入れた子供の内容につきましては少年審判所から出て來る面につきましては、例外措置が講ぜられておられますので、現行法と変らない、このういふ趣旨でございます。混淆しない要點は、政府原案の二十四條、修正案の二十五條の但書によりまして、この但書に該当する者は、特別法たる少年法によつて処置する、このういふわけでありませう。これは概して申しますと、「不良行為をなし、又は十歳のある児童」の中の犯罪者に關してのみでありまして、このういふ建前になつておられますので、從來通り円滑に密接な連絡によつて、処置して参りたい、このういふふうに考へておる次第であります。

それから政府原案の四十五條、修正案の四十七條の親権を行うことの規定であります。原案によりまして「必要がある」と認めるときはこれは客觀的な必要でありまして、嚴にその濫用を戒めたいと、御質問のういふに、心配のないように運用して参りたい、このういふふうに考へておる次第であります。それから政府原案の四十六條、修正案四十八條の第二項であります。教護院の長は、在院中、学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた者に対し」という意味の内容には、不良性の点も十分勘案いたしまして、現場の少年教護院長等が困るようなことがない、このういふ方面において十分執行の上において考へて見たい、このういふのであります。

〇草葉隆國君 この保育所と母子寮の關係につきまして、近く保育課を作つてその万全を期して行くといふ児童局長の御答弁は誠に私共満足いたしました。保育並びに母子寮の關係が全國的に完備いたしますような方策をお取り願ひますと同時に、先程申し上げた未亡人の問題について、先程申し上げたが、お省の設置によつて、もう向うに行くかのごとき観を呈しておりましたが、併し母子寮の法案に規定され、更に保育課に移管になつて、そちらの方でやりになるという点に對しまして、誠に適切と存する次第でありまして、殆んど手を付けてありません未亡人の問題につきまして、どうぞ先ず全國の未亡人の調査から、その動向から、これが救済等につきまして速かに併せて方策をお立てになり、その方策を最も具體的なものとして、母子寮の設置を成るべく速かに進め願ひ、且つ保育所の増設等の御計画を願ひますようお願いを申上げて止まない次第でございます。

尚民生委員の選考につきましては先程の御答弁で済ましたし、實際具體的に進めになりましような場合におきまして、別に困苦しうかれこれ言ふ意味ではなく、本委員会等におきましても、一應御内意等を伺う機会ができた大要有難いと存じております。

〇小杉イ子君 議事進行上何も申すまいと控へておりましたが、先程牛乳不足対策が論じられました。これに對して非常によいことを聴いて頂きたいと思ひます。私も牛乳と粉で子供を大變いい成績で育てたものでございませうが、性質によりまして乳の出る人がございませうが、その人が出ななくなる人がございませう。その出る方法でございませう。これも大きな問題であらうと思ひます。それは乳母の食糧、お米が不足があるために乳が出なくなつた、何とかして出して貰ひたいとせがまれたことがよくございませうが、それはお米をよく食ふこと、御飯を沢山食ふ。普通で出しつけておる人で五、六合、七、八合も食ふます。そのお米を食ふたらよく出ます。特に餅などを頂きますとたちとこでございませう。これはよく聴いて頂きたいと思ひます。そうしては、さういふ「いれし」とか「ふり」のようなものよりも、「あぢよ」のようなものを頂きますとさういふでございませう。このういふことを

印刷者 印刷局

鍼灸師は觀覽鋭敏な盲人に適してゐり、殊に近く盲教育の義務制が実施され、盲人が更に専門教育を受けて鍼灸術を修業することとなるが、一部暗喺者の諸願によりこれが盲人に禁止され